

そっくりな外観で裁判に



山梨県に本社を置く中堅住宅会社であるサンワホームが、業界最大手の積水ハウスに訴えられた。積水ハウスの商品にそっくりのモデルハウスが「著作権侵害」だという

(イラスト：勝田登司夫)

「著作権侵害」と訴えられた住宅会社 判決はプレハブ住宅に著作物性を認めず

「著作権侵害」。最近新聞などでよく目にする言葉だが、住宅業界も無縁ではなかった。大手住宅メーカーの商品の外観によく似たモデルハウスを建てた住宅会社が、「著作権侵害」で訴えられた。2003年10月、その一審判決が出た。

「あまりにも似過ぎている。問題じゃないのか」

1999年、住宅大手の積水ハウス本社へ、ある営業所から連絡が入った。営業所の近くに、自社の商品によく似たモデルハウスが全く関係のない住宅会社によって建てられたという。本社社員が確認したところ、確かによく似ている。その他の営業所に確認すると、同様のモデルハウスが4カ所に建てられていることが分かった。

積水ハウスはただちにその住宅会社、サンワホーム（本社：山梨県甲府市）へ警告文を送付し、モデルハウスの使用停止を求めた。

これに対しサンワホームは、「何の損害も与えていない」として「警告は無効だ」と主張。やり取りは3年後の2002年まで続き、積水ハウスは交渉での解決をあきらめ、02年5月、大阪地裁へ提訴した。損害賠償請求の理由は主として「著作権侵害」だった。

しかし03年10月、大阪地裁は著作権侵害について積水ハウスの主張を棄却する判決を下した。積水ハウスは控訴し、現在も争っている（詳細は72ページの「事件ファイル」参照）。

建物のデザインは法律で保護されるのか

「デザイナーズ住宅」がブームとなっている現在、住宅会社にとっては他人事でない裁判だろう。自社のデザインをまねしたモデルハウスが近所に建築されたら、営業妨害だと怒りたくもなる。

だが今回の一審判決を見る限り、その怒りを法的手段に訴える場合に「著作権」を持ち出すのはあまり得策とは言えないようだ。

著作物や著作者の権利を守る法律である著作権法は、著作物として保護される建築物について、

そっくりな外観で裁判に

事件の概要

大阪地方裁判所は2003年10月、積水ハウスがサンワホームを訴えていた裁判に判決を下した。サンワホームは1999年から2000年にかけて、積水ハウスの商品「グルニエデザイン・JX大屋根タイプ」とそっくりのモデルハウスを4棟建築していた。さらに積水ハウスのパンフレットから別商品の写真をスキャンし、一部手を加えて自社の広告に使っていた。積水ハウスは、商品の外観をまねることは自社の著作権を侵害し、さらに不正競争防止法違反に当たる。パンフレットの写真を広告に流用することは著作権侵害に当たるなどとして、合計3600万円の損害賠償を請求していた。

事件の結果

判決は著作権侵害に対する賠償請求を棄却した。「一般住宅は著作権法の定める定義に該当しない」という、サンワホームの主張を認めた形だ。ただし、サンワホームがパンフレットの写真を流用した事実については、積水ハウスに40万円の損害を認め、サンワホームに対して流用写真の使用を禁じた。だが裁判費用は積水ハウスが90%を負担することとしており、実質的には積水ハウスの敗訴といえる。



上はサンワホームが2000年4月に新潟県燕市で建築したモデルハウス。下は積水ハウスの商品である「グルニエデザイン・JX大屋根タイプ」(上写真は本誌、下写真は積水ハウス提供)

「建築の著作物」という特別の定義を行っている。今回の一審判決は、サンワホームのモデルハウスが積水ハウスの商品に似ているかどうかを議論する以前に、積水ハウスの商品はそもそもこの「建築の著作物」に該当しないとして、「著作権侵害」の主張を門前払いした(73ページ右上の囲み参照)。

現代の建築デザインは、長い歴史の中で徐々に洗練されてきたものだ。一方で、用途や材料から形状が必然的に決まってしまう部分もある。著作権法はそのため、よほどの芸術的特徴がない限り、建築物の「著作物性」を認めていない。弁護士の日置雅晴さんによると、現在のところ、建築物本体を巡って著作権侵害が認められた判決はないという。

「建築の芸術性とは現在、例えばA・ガウディの建築など、社会的にだれが見ても平均レベルを超えていると考えられるようなものを指している」(日置さん)

ただし、建築関係の著作権を巡っては別の切り口もある。図面の著作権だ。著作権法では、図面は「図形の著作物」として別に定義されている。基本的には書籍など

と同様、特徴があまりなくても「著作物性」が認められる。

「ある建物と寸法、形状が全く同じものを第三者が勝手に作る」ということは、その建築前に、元図面と寸法、形状を全く同じくする新しい図面が出来上がっていることを意味している。これは元図面の著作権侵害に当たる」(日置さん)。

ただ、この場合も著作権侵害と認められるには、かなりの部分で「全く同じ」でなければならぬという高いハードルがある。

控訴審の争点は 不正競争防止法に移行

積水ハウスは、著作権侵害以外にも、サンワホームのモデルハウスは「不正競争防止法違反」だと主張した。カバンなどのブランド品メーカーが「コピー商品」を排除するためによく用いる法律だ。

この主張については、形状の模倣の程度が争点となったが、一審判決は、外観の形状が一部を除いて異なることを理由に、「実質的に同一といえるほどに酷似している」とはいえない」として、積水ハウス側の主張を棄却した。

積水ハウスは著作権侵害の主張

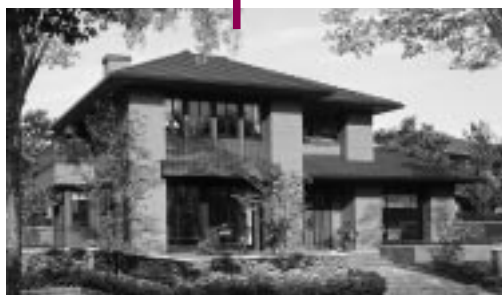
「建築の著作物」に当たらないとされた理由 判決文より抜粋

・著作権法により「建築の著作物」として保護される建築物は、同法2条1項1号の定める著作物の定義に照らして、美的な表現における創作性を有するものであることを要することは当然である。通常のありふれた建築物は、著作権法で保護される「建築の著作物」には当たらないというべきである。

・一般住宅が（中略）「建築の著作物」であるということができるのは、一般人をして、一般住宅において通常加味される程度の美的要素を超えて、建築家・設計者の思想又は感情といった文化的精神性を感得せしめるような芸術性ないし美術性を備えた場合、すなわち、いわゆる建築芸術といえるような創作性を備えた場合であると解するのが相当である。

・本件のように、建築会社がシリーズとして企画し、モデルハウスによって、一般人向けに多数の同種の設計による一般住宅を建築する場合、当該モデルハウスの建築物が、一般住宅が備える程度の美的な創作性を感得させることはあっても、建築家・設計者の思想又は感情といった文化的精神性を感得させ、美術性や芸術性を認識させることは、一般的に、極めてまれなことといわざるを得ない。

・原告建物は、前記認定によれば、通常の一般住宅が備える美的要素を超える美的な創作性を有し、建築芸術といえるような美術性、芸術性を有するとはいえないから、著作権法上の「建築の著作物」に該当するということとはできない。



写真上は、著作権侵害とされたサンワホームのチラシ（カラーコピー）、写真下がその元となった積水ハウスの商品パンフレットの写真。サンワのチラシでは建物左側のバルコニーがなく、煙突もないが、裁判所は2枚の写真をOHPで重ね合わせるなどの検証を行い、チラシは積水ハウスの写真に依拠して作られたことを認定した

をあきらめ、控訴審では不正競争防止法違反などを中心に訴点を増やして主張を行っているという。

パンフの写真を複製し加工してチラシに掲載

一審判決が唯一、積水ハウス側の主張を認めた争点がある。

サンワホームが積水ハウスの商品の写真を不正利用した点だ。サンワホームはモデルハウスの建築に関する争いが始まっていた02年6月、積水ハウスの「エム・グレイブス・ベルサ」という住宅商品のパンフレットに掲載された写真を複製し、若干の加工を加えて自社のチラシを作成した。

積水ハウス側は使用を許可しておらず、チラシは写真の著作権侵害であるとして、すでにモデルハウスの裁判が始まった後に「第二

事件」として提訴していた（左上の囲み参照）。

図面が制作者個人の著作物であるように、写真には「写真の著作物」という定義があり、著作権は原則として撮影者にある。裁判所は、写真同士を重ね合わせて多くの類似点が見つかったことを理由に、サンワホームのチラシ写真は「原告（積水ハウス）の写真を複製して作成された」として、第二事件のみ著作権侵害を認めた。

パソコンが普及した現在、写真をデジタルの画像データとして取り込めばさまざまな加工を行うことができる。今回の事例も、煙突やバルコニーの一部を変更していた。だが、いくら加工しようとしても写真の著作権に変わりはない。安易な流行は行わないよう注意すべきだろう。

これだけは気をつけよう！

- ① 一般住宅の外観デザインには著作権が認められた例はない
- ② 他社のパンフレットなどの流用は慎むべき
- ③ 他人が著作権を持つ写真では、一部加工しても元の著作権が重視される

写真の著作権

**自分で撮った有名建築物の写真は
広告などに使えるのか？**

だれでも見られる建築物

公道であれば撮影に許可は不要

写真の著作権

こんな家はダメだ!
名誉毀損の可能性

これが我が社の実力です!
消費者契約法における虚偽説明に当たる

施主に無許可で雑誌に掲載

✕ プライバシー侵害の可能性がある
外観の場合、他人の敷地内に入って撮影していたら不法侵入に

住宅内部はプライバシー空間であり、特に注意が必要。引き渡した物件の「見学会」で撮影する来場者がいたら、撮影の目的を聞いておいた方がよいかもしいない

撮影行為はだれにもとがめられないが、写真の使い方は問題になる。イメージカットとして使うなら、「写真はイメージです」などの断り書きを入れるべきだろう

建 築物の著作権は認められにくい

が、写真や図面の著作権は認められやすい。では赤の他人が設計・施工した建物、例えば有名な建築物を第三者である自分が撮影して、その写真を自分が使うことは法的に認められるのか。前出の日置雅晴弁護士によると、著作権法上は問題ないという。

「すでに完成している『建築物』については、同じ『建築物』を作らない限り著作権侵害に当たらない。被写体が『建築物』だとしても、撮影の成果物は『写真』だから、問題ない(日置さん)」

図面を写真に撮った場合、それは図面の「複製」であり、著作権に触れるが、建物なら問題はないという。

注意したいのは、著作権法以外の法律だ。自分で撮影した写真が自分だけのために使うなら構わないが、悪用は許されない。

上の囲み右側のイラストは、他人の建築した建物を撮影し、それを自社の広告に使った場合の「ダメな例」だ。例えば、一方的に写真に写った建物を批判したとする。それが「誹謗中傷」と言えるほどの内容だと、建物の設計者や

施工者、発注者から、名誉毀損を主張される可能性がある。

また撮影した建物を自社の設計や施工だと偽って広告したら、別の問題が生じる。その広告をきっかけに契約した施主が事実を知れば、消費者契約法で制限される「虚偽説明」を受けたと主張される可能性がある。

では、「立ち入り禁止」とされている建物に入り、内部を勝手に撮影したとしたらどうか。これもやはり著作権法がカバーする範囲ではない。問われるとしたら建物の持ち主や居住者への「プライバシーの侵害」や「不法侵入」だ。

個人住宅に入り込んで撮影して居住者に断らずに写真を公開したら、プライバシーの侵害だ。自分が設計、または施工した住宅でも同様。引き渡せば施主のものであり、施主の了承を得ずに間取りや内部写真などを公開すれば、やはりプライバシーの侵害に当たる。

「現代はプライバシーを非常に重視する社会だ。特に、個人住宅の内部はプライバシーの固まりだと考えた方がいい」と、日置さんは話している。

(池谷和浩「フリーライター」)